



Title	アメリカにおける貧困、排除、人種的・民族的マイノリティ
Author(s)	キース.M, キルティ
Citation	教育福祉研究, 10(1), 75-89
Issue Date	2004-02
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/28373">http://hdl.handle.net/2115/28373</a>
Type	bulletin (article)
File Information	10(1)_P75-89.pdf



[Instructions for use](#)

## アメリカにおける貧困、排除、人種的・民族的マイノリティ

キース・M・キルティ

### はじめに

アメリカ社会の歴史的発展は、人種・エスニシティの社会的な位置づけの変化と密接に結びついている。ヨーロッパ人が北アメリカへ植民・移住し始めた頃より、それぞれの集団は人種・エスニシティの違いによって、社会的・経済的な機会も、シティズンシップとしての権利の状態も異なっていた。アメリカで生活し、働いたとしても、コミュニティの一員として完全に認められるわけではなかった。参政権についても、イギリスの植民地時代の頃より、マイノリティの人々は民族・エスニシティという観点から制限されていた。投票したり、官職に就けるのは、男性—それも特定の男性—に限られていた (Bennett, 1975)。こういった植民地における排除が、現在のアメリカの土台となっていたのである。

社会というものは往々にして理想化され、とくに機会・ライフチャンスの構造においてその理想化は顕著となる。アメリカという国は、個人が生まれ落ちた立場に拘束されることのない、開かれた社会である、とイメージされているが、Jenings and Kushinick (2004, p. 155) によれば、こうしたイメージは、一般的に「もし熱心に働き、神と国家を最上のものとするならば、そのような勤勉な個人は経済的にも恵まれ、豊かな人生を歩むことができるだろう (有名なホレイショ・アルジャーの「神話」)」という考えが広まっているからだという。すなわち、われわれが文化的遺産として受け継いできたこの開かれた社会では、属性よりも能力が重要なのだ、という確信が強固に存在している。

開放的な能力主義の社会という点で、アメリカ

はとりたてて特別なわけではない。社会的地位は生まれによって規定されるようなものではないという視点は、カースト制度のようなものとは正反対のものである。この業績達成的地位という信条は、属性的地位に対置されるものであり、おそらく先進国に共通する特徴であろう。しかし、このいわゆる開かれた社会というものも、限定つきのものであり、高いレベルの不平等を併せ持つ階層化社会である (Perrucci & Wysong, 1999)。Domhoff (2002) が 30 年以上も前から述べているように、アメリカでは権力はごく一部のエリートに集中している。持てるものと持たざるものの断絶は植民地時代より確かに存在してきたことであるが (Ewen, 1998)、豊かな人々と貧しい人々の格差はここ 20 年で急速に拡大しており (Perrucci & Wysong, 1999; Blau, 1999)、不平等の度合いは 20 世紀の当初よりも高いものとなっている (Phillips, 2002)。

社会構造に関するイデオロギーが、実際には現行の機会 (opportunities) の状態と対立していることは、驚くに当たらない。多くの産業化社会においては、一定程度の階層間移動の存在が確認され、個人はさまざまなことを成し遂げる機会を持ちうるとされている。しかし、マイノリティのメンバーの機会が限定され、階層間移動の可能性が低くなっているという現象については、とくにマスメディアにおいて、ほとんど注目されない (Blau, 1999)。重要なのは、現在の「開かれた」社会というのは、高いレベルの不平等を伴っているということである。多くの不平等は、階層システムにおける属性作用が機能している結果であるが、業績と属性は相互に排他的なわけではない。実際には個人の社会階層における位置を規定する

もっとも重要なファクターは、人種、エスニシティ、ジェンダー、年齢、宗教、性的指向などである。これらの大部分は、生まれながらにして決められているもの、すなわち属性である。本稿は、アメリカにおける人種・民族的マイノリティの状況と、貧困・排除の関係に注目する。われわれは、まず人種とマイノリティという言葉が、歴史的に、また現在の状況において、どのような社会的文脈に位置づくのかを検討する。次に、人種・エスニシティが、機会やアクセス（たとえば教育、職業、収入、政治、住宅の形態などに関して）といったことも含めて、貧困や排除とどのように関連しているのか、そして機会の制限（貧困、社会経済的地位、健康、福祉）にどれだけ影響を与えているのかをみる。最後にわれわれは結論として、公的施策がマイノリティと貧困・排除の関係に与える影響について論じる。

## 1 アメリカにおける人種的・民族的マイノリティ

人種とエスニシティは、アメリカを征服する過程で特に重要な意味を持つようになっていった。原住民であるアメリカインディアンは、規模も大きく多様な存在であった。ヨーロッパ人が初めてアメリカ大陸を訪れた時、多種多様な文化・言語をもったさまざまな集団が存在していたが、これらの多様性は、原住民を均一な存在とみなしたヨーロッパ人の侵略によって失われてしまった。ヨーロッパ人のこうした行動が、アメリカでの民族による識別の発端であった（Todorov, 1992）。また、17世紀にアフリカ人を奴隷として連行したような、その集団の意思を無視した扱いは、その後の彼らの人種的・民族的なイメージに影響を与えた（Bennett, 1975）。このように、現代のレイシズムの起源はアメリカ、特に北アメリカの植民地化の過程にあったのである（Smedley, 1993）。

### (1) 人種・エスニシティとは

人種とエスニシティは、複雑な用語であり、その意味は時代とともに変容してきている。今日、

人種はエスニシティの意味を含む幅広い概念として用いられることが多い。Cornell and Hartmann (1998)によると、エスニシティのルーツは国家もしくは連合という理念にあり、政治的というよりは文化的遺産という意味合いが強い。いい換えると、エスニシティとは文化と血のつながりが存在する集団内の結びつきを意味するものである、というのが典型的な理解である。重要な点は、特定のカテゴリーの人々には、身体的つながり、もしくは血縁関係があるという社会通念が存在することである。それゆえ、あるメンバーを見たとき、自分と同じ集団なのか、それとも違う集団なのかという識別が容易になされることになる。こうした認識は、世代間で受け継がれてきた特定の社会的・文化的特徴に根ざして形成されている（Farley, 2000）。

対照的に、人種は生物学的特徴を根拠に定義されている。Cornell and Hartmann (1998, p. 21)は、「専門用語としては、人種とはその種の遺伝学的な特徴をもとにしたものとして想定される」と述べている。人種のカテゴリーは、肌や目の色などの顔の特徴や髪質などの生物学的差異をもとに定着してきた概念であり、優位性や劣等性の指標としても用いられてきた。しかしCornell and Hartmannは、「このような記述は浅はかなものであり、集団間の遺伝学的差異というのは不確実で無意味なものに過ぎない。生物学的な視点から正確に人種を説明するのは困難である」と続けている。実際、生物学者、遺伝学者、形質人類学者、社会学者といった今日の科学者はたいてい、人種というのは科学的な概念たりえないものであり、むしろ社会的に構築されてきたものだ、と結論づけている。一般的には未だに生物学と結びつけて考えられている人種という用語は、実は科学的な概念ではなく、社会的構築物なのである。

社会科学の研究者らは、人種、エスニシティというふたつの概念を、まるで識別可能であるかのように使用しているが、その意味はかなりの部分において重複している。ふたつを互換性のあるも

のとして使用している研究者がいる一方で、人種は根拠に欠ける概念であるとする研究者もいる。エスニシティのみが生物学的な要素を問わずに、受け継がれてきた文化的特質を基礎として位置づけられてきたと信じているものもいれば、人種には社会的な重要性があるため、使用され続けるべきだと信じているものもいる。人種であろうがエスニシティであろうが、結局のところ、これらのカテゴリーは人々を識別するために用いられている。重要な点は、現在は過去以上にこれらの概念についての明確なコンセンサスが得られていないということだ。いずれにしても、人種・エスニシティというものは個人の社会的な位置に影響を与え、あるドアを開け、あるドアを閉めるものである。本稿の分析を進めていくために、ここでは人種とは肌の色などの身体的な特徴をもとにしたカテゴリーとし、エスニシティは文化や国家の文化的遺産によって特徴付けられる概念としよう。われわれはまた、両方の方法で描かれる集団（例えば都市にある特定の人の居住地など）が存在することから、人種とエスニシティは重なり合う概念であることも念頭に置く。

## (2) アメリカにおける人種とレイシズム

先に述べたように、ヨーロッパ人によるアメリカ大陸の発見と移住以来、人種概念はこの国の人々の生活に影響を与え続けてきた。北アメリカへの植民は、中米や南米より後に始まったが、ここでも白人の移民は先住民の人々と対立することとなった。1600年代の初期には植民者と先住民の争いはいたるところでみられるようになり、この争いは3世紀にわたって続いた(Drinnon, 1990)。それにより、500万ほどであった先住民の人口は、1900年にはその4分の1にまで減少した(Thornton, 1987)。

北アメリカへの移住が始まった頃、みずから望んでやって来たヨーロッパ人はごくわずかであった。当初、植民の指導者らは、みずから雇った年季奉公人(貧困層、極貧層、もしくは犯罪者)の労働力に頼っていたが、南部においてプランター

ションの重要性が高まるにつれ、労働力は不足していった。そこでアメリカの貴族階級の人々は、スペインがカリブ海地域で行っていた方法にならって、アフリカ人を白人の労働者とともに使い始めた。Bennet (1975)によると、植民時代の初期、白人労働者と黒人労働者の社会的地位は同等であったが、それを不満として労働を拒む白人が出たため、ルールはすぐに変えられた。

植民地時代のアメリカにおける人種とレイシズムは、おもにネイティブアメリカンと黒人に接していく中で生まれてきた。それはある者達にとっては彼らの破壊活動と立ち退きを正当化することであり、またある者達にとっては従順な労働力を維持するための奴隷制度を正当化することであった。7~10年の奴隷状態を何とか生きのびた年季奉公人は、最終的には自由になったが、結局は不本意ながらもプランテーションで働くしかなかった。奴隷に選択の余地はなかったのである。このように、生物学的な考えにのっとったレイシズム一すなわち、「生まれ」によって下等で無能な人々と指定されること一がある集団への処遇を正当化するために広められていった。事実上、現代のレイシズムの基礎である人種的優位性と白人至上主義というイデオロギーは、植民の指導者の貪欲さを隠蔽するために生まれてきたものである。400年後の現在、この栄光の人種主義と人種的グルーピングは未だに現代社会を分離し続けている。

## (3) アメリカにおける人種のカテゴリライズ

この国の歴史において、人種とエスニシティがどれほど重要だったかは、「公的な」目的のために行われてきた人種的・民族的カテゴリライズにみれば理解できる。人種のカテゴリーは、合衆国憲法の制定に決定的に重要な役割を果たした。新たに設立された連邦議会の定足数を定める人口を算出する際、奴隷はその人数を5分の3として計算する、いわゆる「5分の3の妥協」が南部の州の主張によって盛りこまれたが、これは奴隷を人間として認識していなかったことを意味し、5分の3の奴隷のみが人口として数えられることになっ

た。また南部の州は、「自由人」の人口数によって税負担が決まることになった際、奴隷の人口を除外した (Rothenberg, 2001)。こうした妥協案がなければ、憲法制定会議の南部の代表者らは、のちの合衆国憲法となる文書に反対していただろうし、国家の設立にも反対していただろう。第1条2項は、アメリカにおいて人種が重要視されてきたことの永遠の証拠である。

10年ごとに行われる国勢調査は、この国での生活における人種とエスニシティの重要性を示す決定的な証拠である。1790年の最初の統計から、人種とエスニシティによるカテゴライズが行われてきた (Ferrante & Brown, 2001; Kilty & Vidal de Haymes, 2001)。カテゴリーには当初から「白人」と「その他」という原則があった。最初の3回の統計のカテゴリーは、「自由な白人」、「税負担を控除されたインディアン以外のすべての自由な人々」、そして「奴隷」というものだった。1820年から1840年の間においては、「自由な白人」、「帰化していない外国人」、「自由な有色人種」、そして「奴隷」と、いくぶん変化した。19世紀の中頃には、「黒人」と「ムラート (混血)」の区別が重要となり、さらに統計ではこれらのグループの中で奴隷かそれ以外かで分けて計上するようになった。南北戦争後は、アジア人のグループ (最初は中国人と日本人) が、さらに1930年ごろまでには、フィリピン人、韓国人、(多くのアジアのインド人にとっては不適切な) ヒンズーなどが、アメリカインディアン、メキシコ人などと同様に統計に加えられた。1940年には、メキシコ人が分類から消えて、いくつかに分けられていたアジア人のカテゴリーもまとめられた。そして1970年までには、アジア系アメリカ人は、ひとりひとりが特定の背景をもっているにも関わらず、ひとつの人種カテゴリーとなった (Ferrante & Brown, 2001, Table 2.1)。

明らかなことは、アメリカの統計局が適用している人種カテゴリーは、アメリカのその時々での政治の気まぐれな思いつきを反映しているということだ。Nobles (2000, pp. 15-16) は、「統計局の

専門家が人種ごとに統計をとるのは、妥当なカテゴリーを考え出すためである。人種を単なる計算のための道具として扱うことは、人種データの作成をめぐる概念的で政治的な対立を正しく伝えていないことの自己証明とみなされる」と述べている。もしデータを収集している人々が、自分たちは単に客観的な目的のために仕事をしているのだと考えているのなら、彼らは自分たちこそ中立であると主張したいのであろう。中立性が存在すれば、彼らの作業が妥当であると支持され、他の国もアメリカのデータを信頼し、この作業を容認するだろう。しかし、分類が客観的で中立的だと一般的に認められることと、それが本当に客観的で中立的であることは別である。統計の専門家らは、自分達の人種の定義の生成に従事してきたとは考えていないが、事実上、彼らが行ってきたのである (Nobles, 2000)。

アメリカの統計の人種分類は変化し続けていたが、1980年にある程度、標準化された。1977年に行政管理予算局は、共通の人種・民族のカテゴリーを定めた Statistical Directive No.15 を発行した (Nobles, 2000)。この通知の目的は、標準化された人種・民族のカテゴリーを設けることによって、統計局を含むすべての省庁に公民権を承認させることであった。ここでは4つの「人種」カテゴリー (アメリカインディアンもしくはアラスカ原住民、アジア系もしくは太平洋諸島民、黒人、そして白人) とひとつの「民族的」カテゴリー (ヒスパニック) が設定された。ヒスパニックという民族のカテゴリーは、人種から独立した設問であり、そこに該当する個人は、さらに4つの人種のカテゴリーからも選ぶことができた。このカテゴリーは1990年の統計まで使用された。

2000年の統計において、分類は6つの人種のカテゴリーに修正された。すなわち、アメリカインディアンもしくはアラスカ原住民、アジア系、黒人もしくはアフリカ系、ハワイ原住民もしくは他の太平洋諸島民、白人、そして「他の人種」(どのカテゴリーにも該当しない者) の6つである。人々はこの中からひとつ以上のカテゴリーが

選べた。加えて、1990年の統計と同じ方法で「人種」の設問に先行するかたちで「ヒスパニック」の選択肢がおかれた (Kilty & Vidal de Haymes, 2001)。

こうした人種的カテゴリーの変遷は、人種を科学的な概念として定義することの誤謬性を浮き彫りにしている。伝統的な感覚にも耐え得る人種のグルーピングを行うためには、生物学的な特徴による根拠が必要である。ここにみる人種分類の非一貫性は、これらのカテゴリーが社会的に構築されてきたことを物語っている。アメリカの歴史をみた時、人種の決定、とくに「白人」「黒人」という分類は特に重要であり、多くの州、とりわけ南部では人種指定が盛り込まれた法律が制定されていた。つい最近でも、州最高裁や連邦最高裁ではこのような法令を認めている (Davis, 1991)。また、「アジア系」のカテゴリーも、同様の問題点を示唆する。「アジア系アメリカ人」という分類が意味する中身は、時代とともに変わってきている。現在の統計が定義しているように、「アジア系アメリカ人」は環太平洋の国々に由来をもつ人々であり (Kilty, 2002)、中東の国々出身の人々は「アジア系アメリカ人」に当てはまらないようになってきている。公式な人種の定義は、通俗的な定義にまさるとも劣らないほどの社会的な構築物である。

#### (4) 人種指定と排除

社会に適用された人種のカテゴリーによって、レイシズムと排除は具体的なかたちで姿を現すことになる。この国の初期の段階から、誰が白人で誰がそうでないかを認識し指定することは重要なことであった。「シティズンシップ」が付与される範囲をみれば、それが何よりの証拠であることがわかる。この国で最初の移民法は帰化法であり、白人の帰化のみを認めたものだった (Takaki, 1998)。アフリカン・アメリカンは、南北戦争後の修正14項の制定までシティズンシップが与えられなかった。ネイティブ・アメリカンは1924年まで国民として認められず (Deloria & Lytle, 1984)、

国外で生まれたアジア系の人々の帰化が認められたのは1950年だった (Takaki, 1998)。シティズンシップが認められないままこの国で生活し、労働に従事している人々は、完全な社会参加から排除されているといえる。彼らは経済的には成功しているかもしれないが、シティズンシップが否定されている段階では、コミュニティにおける行動は厳しく制限されている (Takaki, 1998)。

シティズンシップが認められてもなお、政策は人種的・民族的マイノリティの人々に対して排他的であった。奴隷制が廃止された後でも、アフリカン・アメリカンは法による差別に従うほかなく、居住地や学校、労働、そして余暇の生活ですら制限されていた。こうしたシステムを変革しようとした人々は、暴力に晒されるか逮捕された (Farley, 2000)。

南北戦争後、実業家や鉄道の大企業家は、アジア系の契約労働者が安い労働力となることに気づいた。しかし後には、経済の衰退と白人の反感を反映した排他的な政策が次々と制定されていった。すなわち、中国人女性の入国を制限した the Page Law (1875年)、中国人男性の入国を制限した中国人排除法 (1882年)、日本人労働者の旅行を制限した、いわゆる紳士協定 (Gentlemen's Agreement) (1908年)、帰化が認められなかった移民の土地所有を禁じた州法、そして事実上アジアからの移民を停止させた the National Origins Quota Law (1924年) などである。おそらく究極の排他的政策は、フランクリン・ルーズベルト大統領が1942年2月19日に発令した行政命令 9066による、すべての日系アメリカ人の西海岸への抑留政策であろう (Kilty, 2002)。

ヒスパニックとラテン系の人々の場合、アメリカの帝国主義と併合政策によってアメリカ国民となったアメリカ南西部、キューバ、プエルトリコ、そしてフィリピンの人々は、併合の条約 (シティズンシップや財産権に関する規定も含まれた) が結ばれたにも関わらず、権利はたびたび無視された。実際、これらのグループの存在は20世紀後半までは認識されていなかった (Kilty & Vidal

de Haymes, 2000, 2001)。

アメリカインディアンの人々も、土地や財産の所有を公式な取り決めによって認められたのだが、やはりその取り決めも守られることはなかった (Deloria & Lytle, 1984)。そして、生存者の大半は 19 世紀の終わり頃まで、監獄のような保留地に強制的に移住させられていた (Farley, 2000)。現在、連邦政府は過去数世紀にわたって数十億を費やして行ってきた援助の失敗から、訴えられている (Blankley, 1997)。

人種やエスニシティを根拠とした排除は、この国の多くの人々に対して現在も続いている。さまざまな制限は、この国で生まれ市民となった人にたいしては、もはや公然のものではなくなったが、帰化して国民になることは、非常に長いプロセスを要する。近年の移民法の改正によって、合法的に入国し、一定期間居住している人々でも問題視されうるといふ事態が起こっている (Kilty, 2002; Kilty & Vidal de Haymes, 2000)。現在、アメリカでその人口規模が拡大しているのは、ヒスパニックもしくはラテン系、そしてアジア系の人々である。ふたつのグループについては、移民政策は個人にも家族にも影響を与えうため、ひとつの家族をみても、その中で権利状態や移民としての地位が異なることがある。とくに、2001 年 9 月 11 日のテロと最近の不況によって、アメリカの歴史を通じて周期的にみられる移民排斥主義者や人種差別主義者の反移民の感情が再び出現している (Riemers, 1998)。

## 2 貧困、不平等、排除

社会がいかに開かれたものであるかは、マイノリティの人々の得られる機会 (opportunities) によって左右される。アメリカにおいては、とくに人種的・民族的マイノリティが、ここに関係してくる。歴史的に白人以外の人々は、白人と同程度の機会を得ることはできなかった。確かに、この数十年の状況の変化は著しかった。われわれが先にみてきた移民が帰化する権利を制限するような排他的政策はすでに存在していないし、住居や

教育、そして職業の分離も、もはや違法である。しかし次の疑問はいまだ有効性を失っていない。すなわち、人種的・民族的ステータスは、今なお貧困や不平等と結びついているのだろうか。

最近の新聞に「マイノリティの利益、過去にくらべ増大」という楽観的な見出しで始まる記事が掲載された (McClatchy Newspapers, 2003)。その記事は特定の研究を参考に行っているわけではなかったが、黒人と白人の間で高校進学率や大学の卒業率の格差が小さくなっているという近年の研究を念頭において書かれたことは明らかである。また、白人と黒人の経済的格差についても、1975 年の黒人の家族所得は白人の 60% に過ぎなかったが、2000 年では 70% になったと書かれていた。比較されたのは 1975 年と 2000 年であり、ここにも楽観主義は 90 年代の所得の増加を背景に行っているが、この増加率もここ 3 年間では減少傾向にある。実際、この新聞記事の結論は次のとおりである。「たとえそうであっても、経済的格差はいまだ非常に大きい」。この記事は 7 月 13 日のものであった。

7 月 21 日の別の記事は、次のような見出しがつけられていた。「報告は黒人家族の犯罪率や失業率の増加傾向を示唆」(Kong, 2003)。この記事は最近の都市連盟 (Urban League) が発表した、制度的差別がいまだ広く残存しているという研究を参照している。この記事は先の記事 (ほんの一週間前のもの) とは対照的に、黒人家族の所得の中央値は 1972 年と同じく、白人の 60% ほどであると記している。都市連盟の報告は家族所得の中央値を使用しているが、他の報告ではたいがい平均所得が使われており、少数の高所得者によって所得配分は大きくゆがめられてしまうということになる。しかし、ふたつの記事はともに、経済的地位に関して、黒人は白人に対して大きく遅れをとっているという点では共通している。

おそらく多くの白人は、もはや人種が自己実現の障害であるとは考えていないだろう。Feaginらは次のように指摘している (Feagin et al, 2001, pp. 13-14)。すなわち、「人種の重要性が小

さくなっているという意見は、レイシズムが存在している現実と一致しない」。つまり、変化がないわけではないが、ある状況が引き続き存在している、ということである。差別と排除は形を変えて生き残り、過去に比してしばしば捉えにくくなっている。もはや露骨な偏見は公の場からはなくなっているが、差別と排除は社会構造におけるフォーマルとインフォーマルの両方のメカニズム、つまり制度を通して作用している。また、Feagin et al. (2001) やその他の研究が示しているように、マジョリティである白人はこうした事実をほとんど何も知らない。

社会的ウェルビーイングに関しては、黒人と白人の格差が是正されておらず、白人とその他の人種的・民族的マイノリティの人々との間の格差もみうけられる。これからわれわれは、白人と他の人種的・民族的グループである黒人（もしくはアフリカ系）、ラテン系（もしくはヒスパニック）、アジア系アメリカ人、そしてネイティブ・アメリカンの人々との格差についてみていく。なお、アジア系アメリカ人とネイティブ・アメリカンのデータに関しては、人口が少ないこと、そして調査方法の不備から、限定されたものとなっている。

### (1) 貧困率

アメリカでは、貧困率の計測には絶対的な基準を使用しており、これは60年代以来のことである。当時、経済学者は家族は可処分所得の3分の1を食費に使うと考えていた。必要最低限の食料購入額を割り出し、その3倍の額を貧困水準とし、またその水準は家族員の人数によっても変化した(Barusch, 2002)。この基準は過去40年にわたって批判にさらされてきたが、現在でも毎年の貧困水準はこの方法で定められている。例えば、大人2人子ども2人からなる4人世帯の2002年における貧困水準は17,960ドルであり、大人1人子ども2人の3人世帯の水準は14,269ドルであった。また、65歳を境に必要な栄養摂取量は少なくなるという想定のもと、貧困水準は子どもの数や家族構成なども考慮に入れられた(Barusch,

2002)。

表1が示すように、すべての人種的・民族的マイノリティのグループは、非ヒスパニック白人にくらべ、個人、家族、子どものすべての領域で貧困率が高くなっている。なお、アジア系・太平洋諸島民のグループのみが白人に近い値を示している(Proctor & Dalaker, 2002)。先に述べたように、統計はアジア系アメリカ人をひとつのグループとし、ハワイ島原住民と太平洋諸島民を別のカテゴリーとしてまとめているが、多くの政府刊行物ではアジア系と太平洋諸島民は未だに一括されている。

### (2) 所得と雇用

表1では、所得に関しても同様の結果がみられる。アジア系・太平洋諸島民の家族所得の中央値のみ、非ヒスパニック白人より高い値を示しているが、これはアジア系・太平洋諸島民の人口が、世帯所得の中央値が相対的に高い主要な都市部(ロサンゼルス、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、ニューヨーク)に集中していることによる(Farley, 2000)。ひとり当たりの所得に関しては、アジア系・太平洋諸島民の人々は、白人より低い値となっている。

2001年の世帯所得の中央値とひとり当たりの所得のデータは、その年の国勢調査局の報告書に掲載されているデータから取られている(DeNavas-Walt & Cleveland, 2002)。黒人世帯、ヒスパニック世帯の所得は、それぞれ非ヒスパニック白人世帯の63.6%と72.4%であった。一週間あたりの所得の中央値でも同様の格差がある。このふたつのグループがもっとも規模の大きなマイノリティ集団であり、この国の4人にひとりがかちらかにあてはまる(Schaefer, 2004)。

失業率についても、アジア系・太平洋諸島民と非ヒスパニック白人にはそれほど大きな格差はみられないが、非白人のグループは他に比べて高い値を示している。しかしながら、労働市場参加率ではグループごとの差異はみられない。黒人、ヒスパニック、そしてアジア系・太平洋諸島民の



表1 アメリカにおける人種的・民族的マイノリティ

	人種/民族的グループ				
	非ヒスパニック 白人	黒人	ヒスパニック	アジア系・ 太平洋諸島民	アメリカ インディアン
貧困率・個人(2001年) <sup>(1)</sup>	7.8%	22.7%	21.4%	10.2%	24.5% <sup>(6)</sup>
貧困率・家族(2001年) <sup>(1)</sup>	5.7%	20.7%	19.4%	7.8%	NA
貧困率・子ども(2000年) <sup>(2)</sup>	12.3%	30.4%	27.3%	14.1%	NA
世帯収入・中央値(2001年) <sup>(3)</sup>	\$ 46,305	\$ 29,470	\$ 33,565	\$ 53,635	\$ 32,116
週間収入・中央値(2001年) <sup>(2)</sup>	\$ 612	\$ 487	\$ 414	NA	NA
ひとり当たりの収入(2001年) <sup>(3)</sup>	\$ 26,134	\$ 14,953	\$ 13,003	\$ 24,277	NA
失業率(2000年) <sup>(2)</sup>	3.5%	7.6%	5.7%	3.9%	NA
労働市場参加率・16歳以上(2000年) <sup>(2)</sup>	67.4%	65.8%	68.6%	66.4%	NA
高校卒業率・25歳以上(2000年) <sup>(2)</sup>	84.9%	78.5%	57.0%	85.7%	71.0%
大学卒業率・25歳以上(2000年) <sup>(2)</sup>	26.1%	16.5%	10.6%	43.9%	11.0%
高校中退率(2000年) <sup>(2)</sup>	12.4%	15.3%	32.3%	NA	NA
持ち家率(2001年) <sup>(3)</sup>	74.3%	48.4%	47.3%	52.9%	55.0%
家屋評価価値・中央値(2001年) <sup>(1)</sup>	\$ 123,400	\$ 80,600	\$ 105,600	\$ 199,300	\$ 81,000
資産(2000年) <sup>(4)</sup>	\$ 79,400	\$ 7,500	\$ 9,750	NA	NA
家の価格を差し引いた資産額(2000年) <sup>(5)</sup>	\$ 22,566	\$ 1,166	\$ 1,850	NA	NA

(1)Proctor & Dalaker, 2002. (2)U. S. Census Bureau, 2001. (3)Denavas-Walt & Cleveland, 2002.

(4)Bennefied, 2003. (5)Orzechowski & Sepielli, 2003. (6)Based on three-year average. NA = not

人々も、白人と同じように働いて（もしくは職を探して）いることがわかる。

### (3) 教育

近代産業社会では、教育達成はとりわけ就職や貧困からの脱却という点で、決定的な重要性をもつ。高校卒業率に関して、非ヒスパニック白人と、黒人、ネイティブ・アメリカンの格差はいまだに大きい。どちらのグループもその格差を縮めてきている。しかし大学卒業率では、どちらも非ヒスパニック白人よりも非常に低い値を示している（25歳以上人口において）。ヒスパニックでは、高校卒業率での格差はとりわけ大きく、高校中退率の高さも深刻である。この中退率は、18歳から24歳で高校を卒業していないか、入学さえしていない人口から導き出される。ヒスパニックに関しては、大学卒業率の改善の前に高校卒業率が改善されなければならない。

興味深いことに、アジア系・太平洋諸島民では

大学卒業率は他のすべてのグループ（白人も含む）よりも高くなっている。しかし、ひとり当たり所得と失業率は非ヒスパニック白人とは差があるため、過去はレイシズムの影響が大きかったことがわかる。教育は貧困脱出への道にとって明らかに重要であるが、教育制度それ自体が人種の影響を除去できていないのである。

### (4) 富と資産

一般的に、貧困や不平等の計測では、所得に焦点が当てられる。先に述べたように、公式貧困水準は家族規模・家族形態ごとの所得がベースであるが、所得のみが経済的資源であるわけではない。もうひとつの重要な要素は、個人・家族の資産である。多くのアメリカ人にとって、もっとも重要な資産は家である。実際、個人の富は家を所有している人々に集中している（Mishel et al., 2003）。表1にみられるように、非ヒスパニック白人（持ち家率は4人に3人）は他の4つのグループ（同

じく4人に2人)よりも高い持ち家率となっている。また、非白人のグループは持ち家のある人も少ないが、たとえ持ち家があったとしても、たいは価値の低いものであることが多い(Bennefield, 2003)。アジア系の人々だけが例外だが、それはおそらく彼らが住宅費の高い都市部に集中しているからだろう。

世帯純資産とは、「家族員すべての資産を市場価値に換算し、そこから負債(担保があるものもないもの)を控除したものの総額」と定義されている(Orzechowski & Sepielli, 2003, p. 3)。2000年の世帯純資産の中央値は55,000ドルであった。これは当然ながら、所得水準に比例するものでもある。所得階層の上位20%の純資産は185,500ドルであったが、下位20%では7,390ドルであった。所得五分位最下層は、貧困に陥っていると「公式に」認定される。人種・エスニシティは、資産額に非常に強い影響を与えており、特に住宅資産を除いた資産では格差がより大きくなっている(表1)。非ヒスパニック白人の資産と比べると、黒人はその9.4%、ヒスパニックは12.3%にとどまっている。住宅資産を除外した値では、白人に対してそれぞれ黒人は5.2%、ヒスパニックは8.2%と、さらに小さくなる。住宅の所有は、すべてのグループの資産額にたいして大きな影響を与えているのである。資産のうちで住宅資産が占める割合は、非ヒスパニック白人では71.6%、黒人では84.9%、ヒスパニックでは81.0%である。

住宅の所有は、高価な家を持つ所得の高い人々に新たな利益をもたらす。アメリカの税制度では、住宅ローンの利子は控除される。これは住宅購入のための助成制度であるが、おもに所得が75,000ドル以上の世帯が利用する制度で、6,300万世帯のうち2,700万世帯しか利用していない。国庫金580億ドルのうち、その半分以上は所得が10万ドル以上の家族のために使われている。また、固定資産税の控除制度などでも恩恵を受けるのは高所得の世帯のみで、低所得世帯は利用できない(Zepezauser & Haiman, 1996)。実際、連邦税の詳細を正確に把握し、住宅ローンや固定資産税の

控除を利用できるような家族への国庫助成が、低所得層向け住宅への助成の4倍に達する。(Karger & Stoesz, 2002)。

人々の居住地域もまた、人種的・民族的ステータスと結びついている。「アメリカン・ドリーム」のひとつに独力で家を構える、というものがあるが、これはたとえ収入を得るのに苦労していなくても、けっして簡単な事ではない。Akron Beacon Journal (1998)によると、オハイオのアクロンでは、黒人は白人にくらべて住宅ローンを拒否されることが多く、たとえ75,000ドル以上の年収があっても拒否され、白人の場合だとこの4分の1の年収になってはじめて拒否されるという。この問題に関して、アメリカの68の都市部で調査を行った最近の研究では、白人とくらべてヒスパニックは3倍、黒人は2倍の割合で拒否されるという結果が示されている。Association of Community Organization for Reform Nowによると、ローン拒否率はこの研究に先立つ5年間で減少してはいるが、白人とその他のグループとの格差は拡大傾向にあるという(Dutton, 2002)。

「レッドライニング」と呼ばれる慣行は非常に一般的であるが、これは銀行や不動産業者が住宅ローンを貸与するのに「不安な」地域を指定し「線引き」することである。これはもともと識字教育サークルのある地域を地図上で赤くマークしていたことに由来する。このような住宅をめぐる人種やエスニシティによる差別は違法ではあるが、こうした慣行は食事のデリバリーなど他のサービスにおいても存在している。また、白人以外が住んでいた家は、白人が住んでいた同程度の家よりも低い価格がつけられることがある(Schaefer, 2004)。このように、排他的な慣行が「経済性」や「安全」という名のもとに存在しているのである。

## (5) 健康と平均寿命

健康はすべての人にとっての重要な関心事であり、医療へのアクセスが妨げられることは健康に重大な影響を与える。しかし、「メディケアを受けている黒人は質の低い医療ケアを受けていると

研究が示唆」(Tanner, 2002)、「医療サービス格差は人種と結びついていると研究が発見」(Pugh, 2002)、「がんの脅威がオハイオの黒人を襲う」(Crane, 2003)、といった見出しは決して珍しいものではない。Schaefer (2002, p. 255) は次のように述べている。

アフリカ系黒人であるということについて、1996年の有名な医学ジャーナルに掲載された衝撃的なレポートによって新たな意味が加えられた。すなわち、大部分が黒人の居住地であるニューヨークのハーレムの3分の2の少年は、若いうちに一つまり65歳になる前に一死ぬことを望んでいるのだという。実際、彼らが45歳まで生きる可能性は、白人が65歳まで生きる可能性より低い。医学の研究者は、黒人男性に関するエイズや暴力というステレオタイプのイメージは誤っており、彼らこそが深刻なストレス、心臓病、そしてがんの最大の被害者なのだ、と記していた。

2000年における平均寿命は、白人男性74.8歳、白人女性80.0歳、黒人男性68.2歳、黒人女性74.9歳、それぞれの合計は白人77.4歳、黒人71.7歳である(U.S. Census Bureau, 2002)。ここには決定的な格差が存在し、健康とウェルビーイングにおいて人種の影響が重大であることがわかる。

医療に関する問題に移ろう。2001年において、アメリカ人の14.6% (4,120万人) が無保険であった(Mils, 2002)。保険加入率は、非ヒスパニック白人が90.0%であるのに対し、アジア系・太平洋諸島民は81.8%、黒人は81.0%、アメリカインディアンとアラスカ原住民は72.9% (人口が少ないため3年間の平均で算出)、そしてヒスパニックは66.8%であった。高齢者以外においては、就労することが医療保険の加入につながるため、働いているか、要扶養児童か、労働者の配偶者でなければ保険に加入できないのがアメリカの制度である。唯一の普遍的な医療制度は、65歳以上—マイノリティの場合、この年齢まで達す

るのは他のグループよりも困難である—が対象となるメディケアのみである。

## (6) 犯罪と刑罰

不平等や排除の他の側面にも検討を加えるべきだが、われわれはあと一点のみ—犯罪と刑罰—をみていくことにしよう。2002年にアメリカで刑務所・拘置所に収容された刑事被告人は、2,166,260人にのぼり、前年から2.6%増加している。刑務所(州立刑務所か連邦刑務所)にかぎって言えば、その人数は1,440,655人である(Harrison & Beck, 2003)。これらの数字は、アメリカのここ30年間の傾向を反映している。Manuer (1999)によると、1972年の囚人の数はわずか200,000人であった。アメリカは、今や100,000人に476人が投獄されているという、投獄率が世界でもっとも高い国となってしまった(Harrison & Beck, 2003)。

こうした投獄率の急増の影響をもっとも受けているのはマイノリティの人々である(Mauer, 1999)。個人が一生のうちに刑務所で過ごす時間は、非ヒスパニック白人よりも黒人・ヒスパニックのほうが長くなっている。Harrison and Beck (2003, p. 9)によると、2002年において、「受刑者で1年以上投獄されているものは、白人34%、ヒスパニック18%であるのにたいし、黒人は45%となっている」。また、2002年においては25~29歳の黒人男性の10人に1人は刑務所で過ごしていたことになる。投獄率の劇的な上昇、特に白人以外の人々に関しては、レーガン時代に展開された「ドラッグとの戦い」が関係している。連邦レベルの裁判で、もっとも軽微なドラッグ所持に対しても強制的に有罪判決がなされ、州でもそれにならうようになっていき、黒人男性が深刻な被害を被った。多くの受刑者は暴力の加害者でもなく、初犯であることが多かったが、一般的にはステレオタイプな都市部のクラック中毒の黒人というイメージでみられた(Kilty & Joseph, 1999)。

反ドラッグ法のメリットがなんであれ、マイノリティの男性のこのような高い投獄率は、彼らの

コミュニティのメンバーにも少なからず影響を与えている。家族、特に子どもと親は引き離され、犯罪歴によって将来の就労機会は狭まることになる(Kilty & Joseph, 1999)。また、排除につながる別の派生的影響として、ドラッグ犯罪歴のある個人が公営住宅への入居を拒否されることや、シェルターに入居している家族に対する強制退去勧告などが挙げられる(Rubenstein & Mukamal, 2002)。いくつかの州では、犯罪歴のあるものは選挙権を永久に奪われるという、新たな形態の公民権剥奪の動きが強まっている。2000年のフロリダ州知事選挙では、告訴された経験があるだけで選挙権は失われた(Mauer, 2002)。犯罪歴(軽微な交通違反などでさえ)を理由として、永住している人々がビザを失い、帰化が認められないという状況も起きており、シティズンシップの剥奪さえもが問題となっている(Travis, 2002)。

### 3 結論

今日のアメリカにおいて、人種的・民族的マイノリティであることに起因する貧困、不平等、そして排除といった負の遺産は残存している。この負の遺産は、事実上、生活のすべての面—職業、所得、貧困、富、住宅、教育、健康とウェルビーイング、そして投獄に関しても—影響を与えている。レイシズムに関して、多くの白人がその存在を信じていないが、制度を通じて形成されているのである(Feagin et al., 2001)。ある場合には、差別は公然と行われ、特定のグループへの偏見や敵意へと結びつく。しかし、またある場合には制度的差別という形をとり、隠蔽され、温存される。アメリカのドラッグ法はこの側面を体現している。5グラムの粉末コカイン所持の場合、最高で懲役1年、最低で保護観察という処分だが、クラックコカインを5グラム所持していた場合の刑罰は、最低でも懲役5年となる。これと同じ刑罰を受けるには、500グラムの粉末コカインが必要である。たいていの人は、この法制度に人種的なバイアスは存在せず、クラック所持は深刻な犯罪と結びついているため、この量刑は当然であると信じてい

る。しかし、粉末コカインとクラックコカインの違いは、クラックコカインの方がほんの少しだけ強いという点のみである。ここにはクラックコカインはインナーシティのもので、暴力と結びついているという、現実とは異なるイメージが存在している。米国量刑委員会はドラッグ法にバイアスの「兆候」があることは認めているが、実質的なバイアスの存在は否定しており、連邦最高裁もバイアスがあることを認めていない(Kilty & Joseph, 1999)。当然のことだが、これはバイアスがないことを意味しない。差別は故意に行われる場合もあるし、そうでない場合もある。意識されるときもあるし、そうでないときもある。たいていの場合、人々は自分では差別していないと信じていながらも、そうした行為に及んでいる。現代社会においては、差別は隠蔽され、巧妙なかたちで存在し、マジョリティの人々は自分たちが差別に加担していることに気づかない(Feagin et al., 2001)。

マジョリティグループの大多数の人々にとって、ドラッグ所持の刑罰で検討したような制度的差別は容認しがたいものであるはずだ。マジョリティのメンバーもマイノリティのメンバーもともにドラッグ所持は「悪いこと」であるという点では一致し、またドラッグに触れた人に共感を寄せることは困難であるという点でも一致するだろう。そして、同様の状況が、福祉と人種に関するステレオタイプ、特に黒人の母親と公的扶助との関係について、生まれてくる。これもまた、政治的な目的のために擁護され、事実を反映していないという点で、ステレオタイプのなものである(Kilty & Swank, 1997)。個人の達成が強調される社会では、こうした底辺にいる人々に対して共感を抱くことは非常に難しく、貧困の状態にあり排除された人々に対する不適切なイメージが正当化される傾向にある。

また、制度的差別は別の領域でも明らかに存在している。1960年代において、人種的マイノリティの人々の選挙権や参政権を保障する、重要な公民権法が制定された。これにより、マイノリティ

の人々において、投票者が増加すると同時に、事務職につく人や選挙で選出される人も増加した (Schaefer, 2004)。こうした変化は確かに重要ではあるが、人種的・民族的な政治の場における排除はいまだに続いている。現在のブッシュ政権は、保守的な政策を支持してくれる少数の豊かな人々を厚遇しているが、このような状況のもと、NAACP (全米黒人地位向上協会) のような団体は、自分たちの要求が実現に至るのは困難だと感じている (Riechmann, 2003)。この国において、政治へアクセスするためには富が非常に重要な意味を持っており、上院議員も下院議員も、大金持ちではないとしても裕福であることは確かである (Seagal & Kilty, 2003)。自分とは異なる人種・民族、社会階層の人々に対する排除は、われわれの生活の一部でもある。こういった排除は、われわれが彼らに目を向けようとしないとき、より容易なものとなる。

現代社会においては、アメリカのように状況は変化してきており、この変化は続いていくだろう。しかし、たとえ社会が変わり続けたとしても、人種的・民族的ステータスに起因する貧困、不平等、排除が未来でも存在していることが予測される。マイノリティの人々は、権利擁護を引き続き必要としている。彼らは時に前進し、時に後退するだろう。こうした状況の根絶は、大多数の人々がみずからの歴史の負の遺産と向き合うことを拒んでいる今の社会では困難である。変化のための挑戦には、マイノリティの人々の努力が必要であるが、彼らだけでどうにかなるものではない。重要なことは、マジョリティの人々がこの搾取と不正義の現実に気づき、それを受けとめ、より人間的で開かれた社会をめざすために、抑圧と排除の渦中にある人々とともに行動していくことである。

## Reference

- Akron Beacon Journal*. (1998). Black rejected more often for home loans, report says. *Columbus Dispatch*, December 21, B 1.
- Barusch, A. S. (2002). *Foundations of social policy*. Itasca, IL: Peacock.
- Bennett, L., Jr. (1975). *The shaping of Black America*. New York: Penguin.
- Bennefied, R. L. (2003). *Home values: 2000*. (Census 2000 Brief, C 2 KBR-20). Washington, DC: U. S. Census Bureau.
- Blau, J. (1999). *Ilusions of prosperity: America's working families in age of economic insecurity*. New York: Oxford University Press.
- Brinkley, J. (2003). Indians say they're owed \$137.2 billion. *Columbus Dispatch*, January 7, A 4.
- Cornell, S., & Hartmann, D. (1998). *Ethnicity and race: Making identities in a changing world*. Thousand Oaks, CA: Pine Forge.
- Crane, M. (2003). Blacks in Ohio hit harder by cancer. *Columbus Dispatch*, February 11, A 1, A 3.
- Davis, F. J. (1991). *Who is Black? One nation's definition*. University Park, PA: Pennsylvania State University Press.
- Deloria, V., Jr., & Lytle, C. (1984). *The nations within: The past and future of American Indian sovereignty*. New York: Pantheon.
- DeNavas-Walt, C., & Cleveland, R. W. (2002). *Money income in the United States: 2001*. (Current Population Reports, P 60-218). Washington, DC: U. S. Government Printing Office.
- Domhoff, G. W. (2002). *Who rules America? Power and politics*. (4<sup>th</sup> ed.). New York: McGraw-Hill.
- Drinnon, R. (1990). *Facing west: Indian Hating and Empire Building*. New York: Schocken.
- Dutton, G. (2002). Latino's rejection rate tops others'. *Columbus Dispatch*, October 3, C 1.
- Ewen, L. A. (1998). *Social stratification and power in America: A view from below*. Lanham, MD: General Hall.
- Farley, J. E. (2000). Majority-minority

- relations. (4<sup>th</sup> ed.). Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Feagin, J. R., Vera, H., & Batur, P. (2001). *White racism*. (2<sup>nd</sup> ed.). New York: Routledge.
- Ferrante, J., & Browne, P., Jr. (2001). *The social construction of race and ethnicity in the United States*. (2<sup>nd</sup> ed.). Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Harrison, P. M., & Beck, A. J. (2003). Prisoners in 2002. (Bureau of Justice Statistics Bulletin, NCJ 200248). Washington, DC: U. S. Department of Justice.
- Jennings, J., & Kushnick, L. (2004). Poverty as race, power, and wealth. In M. L. Anderson & P. H. Collins (eds.), *Race, class, and gender*, pp. 154-158. (5<sup>th</sup> ed.). Belmont, CA: Wadsworth/Thomson.
- Karger, H. J., & Stoesz, D. (2002). *American social welfare policy: A pluralist approach*. (4<sup>th</sup> ed.). Boston: Allyn & Bacon.
- Kilty, K. M. (2002). Race, immigration, and public policy: The case of Asian Americans. *Journal of Poverty*, 6 (4), 23-41.
- Kilty, K. M., & Joseph, A. (1999). Institutional racism and sentencing disparities for cocaine possession. *Journal of Poverty*, 3 (4), 1-17.
- Kilty, K. M., & Segal, E. A. (1996). Genetics and biological determinism: scientific breakthrough or blaming the victim revisited? *Humanity & Society*, 20, 90-110.
- Kilty, K. M., & Swank, E. (1997). Institutional racism and media representations: Depictions of violent criminals and welfare recipients. *Sociological Imagination*, 34 (2/3), 105-128.
- Kilty, K. M., & Vidal de Haymes, M. (2000). Racism, nativism, and exclusion: Public policy, immigration, and the Latino experience in the United States. *Journal of Poverty*, 4 (1/2), 1-25.
- Kilty, K. M., Vidal de Haymes, M. (2001). What's in a name? Racial and ethnic classifications and the meaning of Hispanic/Latino. Presented at the Annual Meeting of the Society for the Study of Social Problems, Anaheim, CA.
- Kong, D. (2003). Black families losing ground to crime, job loss, report says. *Columbus Dispatch*, July 21, A 6.
- Mauer, M. (1999). *Race to incarcerate*. New York: New Press.
- Mauer, M. (2002). Mass imprisonment and the disappearing votes. In M. Mauer (ed.), *Invisible punishment: The collateral consequences of mass imprisonment*, pp. 50-58. New York: New Press.
- McClatchy Newspapers. (2003). Look backward shows gains by minorities. *Columbus Dispatch*, July 13, B 2.
- Mills, R. J. (2002). *Health insurance coverage: 2001*. (Current Population Reports, P 60-220). Washington, DC: U. S. Census Bureau.
- Mishel, L., Bernstein, J., & Boushey, H. (2003). *The state of working America*. Ithaca, NY: ILR Press.
- Nobles, M. (2000). *Shades of citizenship: Race and the census in modern politics*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Orzechowski, S., & Sepieli, P. (2003). *Net worth and asset ownership of household: 1998 and 2000*. (Current Population Reports, P 70-88). Washington, DC: U. S. Census Bureau.
- Perrucci, R., & Wysong, E. (1999). *The new class society*. Lanham, MD: Rowman & Littlefield.
- Phillips, K. (2002). *Wealth and democracy: A political history of the American rich*. New York: Broadway Books.
- Proctor, B. D., & Dalaker, J. (2002). *Poverty in the United States, 2001*. (Current Population

- Reports, P 60-219). Washington, DC: U. S. Government Printing Office.
- Pugh, T. (2002). Gap in health-care quality is connected to race, study finds. *Columbus Dispatch*, March 21, A 4.
- Reimers, D. M. (1998). *Unwelcome strangers: American identity and the turn against immigration*. New York: Columbia University Press.
- Riechmann, D. (2003). NAACP can't get a meeting with Bush oresident. *Columbus Dispatch*, July 28, A 5.
- Rothenberg, P. S. (2001). *Race, class, and gender in the United States*. (5<sup>th</sup> ed.). New York: Worth.
- Rubenstein, G., & Mulkamal, D. (2002). Welfare and housing-denial of benefits to drug offenders. In M. Mauer (ed.), *Invisible punishment: The Collateral consequences of mass imprisonment*, pp. 37-49. New York: New Press.
- Segal, E. A., & Kilty, K. M. (2003). Political promises for welfare reform. *Journal of Poverty*, 7 (1/2), 51-67.
- Smedley, A. (1993). *Race in North America: Origin and evolution of a worldview*. Boulder, CO: Westview.
- Takaki, R. (1998). *Strangers from a distant shore: A history of Asian Americans*. (Rev. ed.). Boston: Little, Brown.
- Tanner, L. (2002). Black Medicare patients get lower-quality care, study says. *Columbus Dispatch*, March 13, B 2.
- Thorton, R. (1987). *American Indian holocaust and survival: A population history since 1492*. Norman, OK: University of Oklahoma Press.
- Todorov, T. (1992). *The conquest of America*. New York: HarperPerennial.
- Trabvis, J. (2002). Invisible punishment: An instrument of social exclusion. In M. Mauer (ed.), *Invisible punishment: The collateral consequence of mass imprisonment*, pp. 15-36. New York: New Press.
- U. S. Census Bureau. (2002). *Statistical abstract of the United States: 2002*. Washington, DC: U. S. Census Bureau.
- Zepezauer, M., & Naiman, A. (1996). *Take the rich off welfare*. Tucson, AZ: Odonian Press.
- (オハイオ州立大学社会福祉学部教授Keith M. Kilty)  
(訳：北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程・小西祐馬)

## Kilty 報告のコメント

鈴木敏正

### 1 考えさせられたこと

- ①歴史的視点；近現代に共通すること (ex. 低賃金労働者確保) と歴史段階
- ②生活の全側面の実態把握；仕事・収入・資産・教育・刑罰など  
被排除者の生活過程と意識に即して把握する必要性
- ③身体的・健康科学的視点の重要性

### 2 民族的 (racial and ethnic) 差別について

- ①貧困・排除問題における位置
- ②民族的マイノリティ・グループにおける質的差異と関連構造  
先住民、黒人、アジア太平洋民族、ヒスパニック、非 WASP 白人  
cf. 日本におけるアイヌ、在日コリアン、ニューカマー (南米とアジア)、「沖縄人」、「部落民」(同和問題)
- ③上記に対応したソーシャルワークの課題  
cf. 開発、同化、経済的・社会的自立、制度的参加、日本語教育、文化交流、文化的アイデンティティ

### 3 制度的排除 exclusion through institutions の問題

①制度的差別 institutional discrimination と  
社会的排除 social exclusion

行政的制度と民間制度（中間組織）、社会的・文化的資本の問題

②法制度・公共政策における差別と社会福祉活動をとおした排除ソーシャルワークの活動内容の問題 exclusion through social work?

cf. 学校制度をとおした「競争主義」普及、「体制内化」訓練

### 4 教育・訓練活動：差別克服に向けて

①awareness をめざす、マジョリティとマイノリティにわたる活動

「人権についての教育」と「人権としての

教育」

ex. 「国連人権教育の10年（1995～2004）」  
のアメリカにおける実態

②マイノリティの「エンパワーメントのための教育」

その理論：ex. Liberalism, reformist, radicalism, collaborationism or?

実践的特徴：目標・学習内容と「参加型学習」など

③諸グループ連帯の事例と可能性：差別と分断を乗り越えて

④ソーシャルワーク専門職員の役割

成人教育・地域社会教育との協働と固有の課題など

（北海道大学教育学研究科教育計画講座教授）